

# 介護職員処遇改善交付金

## (1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していくよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくことを目的とする。

## 執行のイメージ

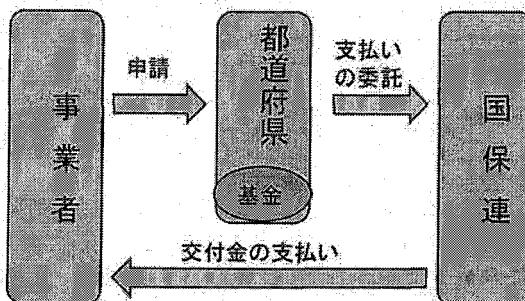
### (2) 申請方法

① 都道府県に基金を設置し、各事業所

が

都道府県に申請。

② 財源 : 国費10/10



(3) 事業規模 合計約3,975億円

〈介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額〉

※21年10月サービス分から実施することとし、23年度末までの2.5年分を予算計上

## 介護職員処遇改善交付金 申請率

全 国 : 7 2 %

福岡県 : 7 3 %

## 介護職員処遇改善交付金を申請しない理由についてのアンケート結果

### 1. アンケート実施概要

- 送付事業所数 940か所 (未申請の事業所一都道府県当たり20か所)
- 回答事業所数 328か所 (21都道府県についての集計数)
- 回答率 78% (集計済みの21都道府県についての回答率)
- 調査方法 都道府県から、無作為に抽出した未申請の事業所に対してアンケート用紙を送付し、11月11日までに回答があったものについて集計を行った。

### 2. 今後の申請予定について

| 予定(検討)している | 分からぬ | 予定なし |
|------------|------|------|
| 29%        | 30%  | 41%  |

### 3. 申請しない理由について(複数回答)

※ 複数回答による延べ回答数に占める割合

| 対象の制約のため困難 | 事務作業が煩雑 | H24への取扱いが不明 | 追加費用負担の発生 | キャリアパス要件が不明 | パート待遇上の問題 | その他 | 賃金改善の必要がない | 支給要件未達成 | 公務員準拠のため不要 | 知らなかつた |
|------------|---------|-------------|-----------|-------------|-----------|-----|------------|---------|------------|--------|
| 26%        | 17%     | 14%         | 10%       | 7%          | 6%        | 5%  | 5%         | 4%      | 4%         | 1%     |

# 介護職員処遇改善交付金

介護職員の賃金アップのための資金を交付  
平成24年度以降も処遇改善に取り組み

申請はお済みですか？

## 【交付金の概要】

- 「介護職員処遇改善交付金」は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成21年10月から平成23年度末までの間、計約4,000億円を交付するものです。
- 長妻厚生労働大臣は、「交付金は当初の予定通り実施し、平成24年度以降も、介護職員の処遇改善に取り組んでいく」旨の方針を示しており、引き続き政府として取り組みを進めていくことから、積極的に活用していただくようお願いします。

**介護以外に従事していても 介護職員として勤務していれば交付対象に**

## 【交付金により賃金改善できる職種】

- 原則として、指定基準上の介護職員、介護従業者、訪問介護員等として勤務している職員が対象です。
- 他の職務に従事していても、介護職員として勤務していれば対象にできます。

※ 訪問看護など、人員配置基準上介護職員のいないサービスは対象外となります。

**平成21年12月中に申請すれば 10月分から交付**

## 【交付の手続き】

- 交付金見込額を上回る賃金改善計画を策定し、職員に対して周知を行った上で都道府県に申請を行い、承認が得られれば、介護職員の賃金改善に充当するための資金が介護報酬とは別に毎月自動的に交付されます。
- 交付金は、原則として申請があった月のサービス提供分から対象になりますが、当初については、平成21年12月中に申請いただいた事業者に限り、10月サービス提供分からさかのぼって交付します。
- 平成22年度以降は、キャリア・パスに関する要件等を加えることを予定しています。

**都道府県の介護保険窓口にご相談ください**

申請手続きなど、詳しくは各都道府県の介護保険担当課までお問い合わせください。

**介護保険法改正に伴う業務管理体制整備に係る届出は10月31日までです！**

介護保険法の改正に伴い、すべての介護サービス事業者に義務付けられた「業務管理体制の整備に係る届出」の提出期限は、平成21年10月31日です。

まだ届出されていない介護サービス事業者は、忘れずに届け出てください。

詳しくは厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaiso/service/index.html>) まで。